平成２９年（フ）第６号
島根県安来市宮内町310番地３　ベルフォーレⅡ203
破産者　村社　里美
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
沖縄県宜野湾市上原１丁目10番16号
破産者　有限会社琉球予防医学普及協議会
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９１号
沖縄県宜野湾市大山６丁目10番１号　エコーハイム201
破産者　株式会社伊是名通商
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１３４号
静岡県御殿場市御殿場530番地の１サンベルツ1201
破産者　柴田　千春
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９８号
東京都府中市府中町２丁目６番地の16リブレハウス欅602
破産者　山口　健一
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
東京都東大和市向原４丁目19番地の５サンライズ向原101号、商業登記簿上の本店所在地東京都東大和市向原５丁目1129番地１
破産者　有限会社オーテック
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
東京都東大和市向原４丁目19番地の５サンライズ向原101号
破産者　尾田　　進
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
東京都立川市栄町２丁目55番地の17パールハイツ203号
破産者　田邉　克也
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０８号
京都府南丹市園部町上木崎町下中畷12番地の１
破産者　中川興産株式会社
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
京都市伏見区中島宮ノ前町３番１
破産者　有限会社土田運送
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０８号
京都市伏見区羽束師菱川町205番１ジュネス菱川１階
破産者　株式会社グリーンエナジー
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４６号
京都府八幡市男山松里15番地15
破産者　株式会社ディアホーム
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３４号
京都市山科区大宅石郡町120
破産者　有限会社八田商店
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
福岡県直方市殿町６番32号
破産者　株式会社丸幸
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０３号
茨城県土浦市手野町1901番地１
破産者　岡本　時男
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４８号
茨城県石岡市下林3336番地２
破産者　仲田　啓太
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３４２号
山梨県甲府市太田町20番２号
破産者　田邉　裕喜
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
山梨県甲府市太田町20番２号
破産者　田邉　例子
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８１７号
札幌市東区東苗穂２条１丁目５番１号、住民票上の住所札幌市中央区南14条西６丁目６番13―502号
破産者　堀口　大輔
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７２号
札幌市西区西野２条７丁目３番５号
破産者　佐孝　陽良
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部